



# **P**rourement **P**olicy for the **S**ustainable **N**atural **R**ubber

---

持続可能な天然ゴムの調達方針

# 企業理念

## 【基本理念】

心と技術をこめたモノづくりにより、幸せと豊かさに貢献します

## 【経営方針】

- ・技術の先端に挑戦し、新しい価値を創り出す
- ・独自の領域を切り拓き、事業の広がりを追求する
- ・人を大切にし、人を磨き、人が活躍する場をつくる
- ・社会に対する公正さと、環境との調和を大切にする

## 【行動指針】

- ・自らを鍛え、自己ベストに挑戦する
- ・たがいに信頼し合い、ぶつかり合い、高め合う
- ・外に向けて開かれた心を育てる

## 【企業スローガン】

「すごいをさりげなく」

## 【CSRスローガン】

「未来への思いやり」



# 横浜ゴムの調達基本方針

横浜ゴムは、サプライヤー様を大切にし、公正かつ公平な取引を基本に、イコールパートナーとして、共存共栄と相互発展を図ることを目指しています。

横浜ゴムの調達における基本方針は以下の通りです。

- ・ **最適な原材料及び資材、工事の調達**  
よりよい製品を提供する為に、最適な原材料及び資材、工事の調達に努めます。
- ・ **取引の公正、公平**  
公正、公平で自由な競争に基づく取引を行います。  
また、全てのサプライヤー様をグローバルな視点で広く世界に求めます。
- ・ **合理的なサプライヤー様選定**  
サプライヤー様選定に際しては、サプライヤー様の品質、価格、供給安定性、技術開発力及びCSR・環境への配慮を総合的に勘案した上で、経済合理性に基づき決定します。
- ・ **パートナーシップ**  
サプライヤー様との健全な取引を通じ、対等で公平な協力関係を築きます。  
サプライチェーン全体でのCSR・環境貢献活動を通じ、持続可能な社会の実現に努めます。
- ・ **コンプライアンス**  
調達活動において、全ての関連する法令や社会的規範を遵守するとともに、取引上で得られた機密を保持します。  
また、社会通念に照らして誤解を招くことのないよう節度ある行動を心がけます。
- ・ **環境との調和**  
地球環境への負荷がより少ない原材料の調達に努めます。  
天然ゴムをはじめとした自然資源の有効利用と生物多様性の維持に貢献します。

I. はじめに	..... P 3
II. 横浜ゴムが本方針で目指すもの	..... P 4
III. サプライヤー様へのお願い	..... P 8
IV. 開示・改訂	..... P 10
用語集	..... P 11
付属書	..... P 14



# I.はじめに

タイヤをはじめとする横浜ゴムの製品の製造に、天然ゴムは欠かせません。横浜ゴムがお客さまに製品を絶やすことなく提供するには、天然ゴムの安定した調達が必要不可欠です。一方で、世界規模の人口増加とモビリティの発展により、タイヤ、ひいてはその原料である天然ゴムの需要は、ますます増加しています。

天然ゴムを確保するためには、天然ゴムの植林や、加工のための大量の水が必要です。これらは森林、生物多様性、河川、地下水などに影響を与える可能性があるため、配慮する必要があります。また、先住民の土地の権利に配慮する必要もあります。さらに、天然ゴムの大部分は小規模農家で栽培されていますが、上記環境問題に加え、潜在的な人権リスクへの配慮が必要です。

これらの課題は、短期間で解決できるものではなく、また、天然ゴムのサプライチェーン全体で関与しなければ、解決することができません。解決は容易ではありませんが、横浜ゴムは、天然ゴムを持続可能な資源として維持するために、天然ゴムに関わる全てのステークホルダーと手を携え、取り組んでまいります。

この持続可能な天然ゴムの調達方針（以下、「本方針」といいます）は、天然ゴムの調達に対する横浜ゴムの考え方と取り組み、及びサプライヤー様への要請を定めています。

横浜ゴムは、本方針に定めた取り組みを実施するにあたり、天然ゴムのサプライチェーンに関わる方々、同業他社、業界団体、NGO、専門家の皆様に、ご協力をお願いいたします。横浜ゴムは、本方針に基づく取り組みと実施状況に関して少なくとも年1回公表します。

※本方針は、2020年9月23日に開催された「持続可能な天然ゴムのためのグローバルプラットフォーム（GPSNR）」の第2回総会で採択されたポリシーフレームワークに沿ったものです。また、国際ゴム研究グループ（IRSG）が策定した「持続可能な天然ゴムイニシアチブ（SNR-i）」の主要な構成要素も網羅しています。



## Ⅱ. 横浜ゴムが本方針で目指すもの

横浜ゴムは、GPSNRの創設メンバーとして、天然ゴムバリューチェーンの社会経済的及び環境的パフォーマンスを向上させるというプラットフォームの目標に沿って、誇りを持って取り組んでいます。本方針は、事業活動のプロセスに組み込まれ、関連する結果を公開します。

横浜ゴムは、天然ゴムの持続可能性を実現するために、サプライチェーン全体で以下の取り組みを行います。

### 【トレーサビリティ】

- ・適切な管轄レベルでのトレーサビリティの向上を支援します。そして、その進捗を開示します。

### 【コンプライアンス】

- ・すべての事業活動において、人権、労働、土地利用、環境に関する地域、国及び国際的な法令を遵守します。
- ・汚職、競争法違反、優越的地位の乱用を禁止します。

### 【人権及び労働】

#### ●人権の尊重

- ・人権に関する法令並びに国連人権宣言 (UDHR)、国際労働機関 (ILO) が策定した人権に関するガイドライン、国連ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGP) 等、人権に関する国際的規範を遵守します。

#### ●公平で平等な処遇

- ・人種、国籍、宗教、信条、言語、性別、社会的身分、民族等による差別を禁止し、公正で平等な処遇を守ります。

#### ●ハラスメント

- ・身体的虐待を含むあらゆる形のハラスメントを禁止します。

#### ●児童労働

- ・児童労働を禁止します。
- ・若年労働者の健康及び育成を推進、支援します。

#### ●強制労働

- ・強制労働を禁止します。すべての労働は自発的でなければなりません。
- ・労働者が自由に離職できることを保証します。

#### ●適切な労働条件

- ・事業に従事する国及び地域の法令に従い、安全で健康的な労働条件を規定し、遵守します。
- ・生活に困らないための福利厚生を含めた賃金レベルを提供します。

これらは横浜ゴムと雇用関係にあるすべての方に適用されます。

## 【環境への取り組み】

### ●森林破壊ゼロ

- ・天然ゴムの生産と調達において、森林破壊ゼロ及び高保護価値（HCV）の保全を確保します。
- ・HCV リソースネットワーク (<https://www.hcvnetwork.org/>) が定義する高保護価値地域の保護と保全、及び HCS アプローチ運営グループ (<http://highcarbonstock.org/the-high-carbon-stock-approach/>) が定義する高炭素蓄積地域の保護と保全に取り組みます。

### ●泥炭地の開発禁止

- ・あらゆる場合における、泥炭地での排水、開墾、焼き畑及び開発を禁止します。
- ・横浜ゴムが事業を行う国や地域における法令を遵守します。

### ●生物多様性への配慮

- ・希少種、絶滅危惧種の保護、自然林の保全と再生、森林伐採やゴム園により劣化した景観の回復など、生物多様性の保全と再生に取り組みます。

### ●水管理

- ・水資源の有効かつ循環利用に努め、水量の保全に取り組みます。
- ・天然または人工の化学物質による水資源の汚染リスクを予防し、水質の保全に取り組みます。
- ・事業を行う国や地域の排水に関する法令等を遵守し、地域の権利を尊重します。

### ●化学物質管理

- ・事業を行う国や地域での化学物質の管理方法、使用制限及び報告義務を含むすべての法規制を遵守します。



## 【土地の権利】

土地の権利（慣習的、伝統的、及び共同体による土地の保有と資源を含みます）を認識し、尊重します。土地の権利に影響を与える活動（以下、「当該活動」といいます）を行う場合には、下記に示す FPIC（Free Prior Informed Consent）原則に沿って事前の手続きを実施します。

- ・先住民族や地域住民等権利保有者（以下、「権利保有者」といいます）に対し、当該行為及び当該行為の実行決定に関する全ての問題について、理解できる言語で説明します。
- ・権利保有者に対し、意思決定に参加し、当該行為に対して同意、修正、留保、撤回する権利を付与します。
- ・これまでの当該活動による負の影響の軽減措置、回避できない損害に対する補償、利益分配、その他の金銭的・法的取り決めに関して、FPIC プロセスの交渉結果に従って権利保有者と合意します。実施状況は、地域社会、GPSNR メンバー、及び／又は相互に合意した第三者が共同で監視します。
- ・権利保有者との対話のための継続的で効果的な文化的に適切なコミュニケーションの確立を目指します。

## 【小規模農家を含むサプライヤー様をはじめとする、サプライチェーンに関わる方々への支援】

- ・農業技術の普及を推進し、生産効率を高めることを支援します。
- ・エネルギー使用量と二酸化炭素排出量の最小化と軽減を含む天然ゴム加エプロセスへの最新技術の展開を積極的に推進します。
- ・天然ゴムの品質と収穫量を向上させるための技術支援を行います。
- ・森林の保全と再生のため、YOKOHAMA 千年の杜とアグロフォレストリーで培ったノウハウを提供します。

## 【技術革新への挑戦】

- ・二酸化炭素排出量の最小化と削減、エネルギー効率の最大化、及び自然資源利用効率の最大化を含め、技術革新に取り組みます。具体的な取り組みの例を下記に示します。
- ・タイヤの軽量化
- ・タイヤの耐久性と耐摩耗性の向上
- ・リサイクル原料の利用
- ・タイヤのリトレッドサービスの提供
- ・天然ゴムの代替原料に関する研究

## 【サプライヤー様とのコミュニケーション】

横浜ゴムは、本方針及びその理念がサプライチェーン全体で遵守されることを期待します。また、本方針及び／又は GPSNR 方針枠組みを遵守しているサプライヤー様を優先的に選定し連携します。

横浜ゴムは、サプライヤー様に本方針を確実に遵守及び実施して頂くために、サプライヤー様へ当社の期待を伝える定期的な取り組みを実施します。

そして、調査・評価の結果によっては、サプライヤー様に対して期限付きの改善計画及びそれを裏付ける活動の報告を求めることがあります。

サプライヤー様が本方針に不適合の場合が確認され、横浜ゴムの改善要請に対応して頂けない場合や、改善が見られない場合は、環境的、社会的、経済的に与える影響を総合的に勘案し、サプライヤー様との取引を停止させて頂くことがあります。

サプライヤー様が本方針及びその理念を実施するのが困難な場合または実施した場合に悪影響を被る場合、横浜ゴムは、その解決に向けて協力します。

横浜ゴムは、サプライチェーンのマッピングを行い、サプライヤー様の社会的・環境的リスクを評価し、リスクの軽減に努めます。

## 【地域コミュニティとの共存共栄】

横浜ゴムは、地域社会の経済的、社会的、文化的発展に貢献します。私たちは、直接的及び間接的な雇用を創出することを含め、地域社会の生活環境向上、安全な食や教育へのアクセスを支援します。

## 【ステークホルダーとのコミュニケーション及び苦情への対応】

- ・横浜ゴムは本方針に基づいて期限付き、地域別の目標及びマイルストーンを設定し、公表します。また、その結果について公表します。
- ・ステークホルダーと積極的かつ定期的な対話を継続し、本方針の達成状況についてのご意見やご提案を頂く機会を設けます。
- ・GPSNR の原則を支持しているマルチステークホルダーの計画及び方針に関わる活動を支援します。
- ・横浜ゴムは、本方針の透明性を確保するため、実施状況について中立な第三者による評価を受けます。
- ・横浜ゴムは、本方針及びその理念への違反に対する指摘を受けた場合、真摯に指摘を受け止め、誠実に解決に取り組むための苦情への対応（UNGP の有効性基準に準拠）の確立を目指します。

## Ⅲ. サプライヤー様へのお願い

横浜ゴムは、本章に記載された事項の取り組み及び実施をサプライヤー様に求めます。あわせて、サプライヤー様の関係者及び生産者を含めたサプライチェーン全体にも、本方針を周知頂き、リスク軽減に努めて頂くことを求めます。

### 【トレーサビリティ】

GPSNR の要請に基づいた天然ゴム入手先についてのできる限り広範囲な情報の収集と横浜ゴムへの提供。

### 【人権及び労働】

#### ●人権の尊重

- ・人権に関する法令並びに国連人権宣言 (UDHR)、国際労働機関 (ILO) の人権に関するガイドライン、国連ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGP) 等、人権に関する国際的規範の遵守。

#### ●公平で平等な処遇

- ・人種、国籍、宗教、信条、言語、性別、社会的身分及び民族等による差別の禁止、公平で平等な処遇の実施。

#### ●ハラスメント

- ・身体的虐待を含むあらゆる形態のハラスメントの禁止と法規制の遵守。

#### ●児童労働

- ・児童労働の禁止と法規制の遵守。
- ・若年労働者の健康及び育成の推進と支援。

#### ●強制労働

- ・強制労働の禁止と法規制の遵守。

#### ●適切な労働条件

- ・事業に従事する国及び地域の法令に従い、安全で健康的な労働条件の規定と遵守。
- ・生活に困らないための福利厚生を含めた賃金レベルの提供。

これらは労働契約の種類に関わらず、すべての労働者に適用されること。

### 【コンプライアンス】

- ・腐敗防止、競争法違反、優越的地位の乱用を禁止し法規制を遵守。



## 【環境への取り組み】

### ●森林破壊ゼロ

- ・天然ゴムの生産と調達における、森林破壊ゼロ及び保護価値の高い地域（HCV）の保全の確保。
- ・HCV リソースネットワーク（<https://www.hcvnetwork.org/>）で定義された高保護価値地域、及びHCSアプローチ運営グループ（<http://highcarbonstock.org/the-high-carbon-stock-approach/>）で定義された高炭素蓄積地域の保護及び保全への取り組み。
- ・正当化され文書化された防火地域の設定、公共のゴミ収集が利用できない衛生上の理由による廃棄物管理、植物検疫やその他の緊急事態の場合を除き、整地、土地管理、廃棄物管理、その他の理由で、新規または継続的な事業において野焼き / 火気を使用しないこと。

### ●泥炭地の開発禁止

- ・あらゆる場合における、泥炭地での排水、開墾、焼き畑又は開発の禁止。
- ・事業を行う国や地域における、泥炭地の保護に関する法令の遵守。

### ●生物多様性への配慮

- ・希少種、絶滅危惧種の保護、自然林の保全、森林伐採やゴム園により劣化した景観の回復など、生物多様性の保全と再生への取り組み。

### ●水管理

- ・水資源の有効かつ循環使用による水量保全の取り組み。
- ・天然又は人工の化学物質による水資源の汚染リスクの予防と水質の保全。
- ・水利用に伴う土地の浸食の防止。
- ・事業を行う国や地域の排水に関する法令等及び地域の権利の遵守。

### ●土壌への配慮

- ・土壌の質を守り、浸食、栄養分の劣化、地盤沈下、汚染の防止。

### ●化学物質管理

- ・事業を行う国や地域での化学物質の管理方法、使用制限及び報告義務を含むすべての法規制の遵守。

## 【土地の権利】

土地の権利（慣習的、伝統的、及び共同体による土地の保有と資源を含む）を認識、尊重し、土地の権利に影響を与える活動（以下、「当該活動」という）を行う場合の、下記に示す FPIC（Free Prior Informed Consent）原則に沿った事前の手続きの実施。

- ・先住民族や地域住民等権利保有者（以下、「権利保有者」という）に対する、当該行為及び当該行為の実行決定に関する全ての問題についての理解できる言語での説明。
- ・権利保有者に対し、意思決定に参加し当該行為に対する同意、修正、留保、撤回する権利の付与。
- ・これまでの当該活動による負の影響の軽減措置、回避できない損害に対する補償、利益分配、その他の金銭的・法的取り決めに関する、FPIC プロセスの交渉結果に従った権利保有者との合意。実施状況は、地域社会、GPSNR メンバー、及び／又は相互に合意した第三者が共同で監視される。
- ・権利保有者との対話のための継続的で効果的な文化的に適切なコミュニケーションの確立推進。

## IV. 開示・改訂

本方針の実施状況は、横浜ゴムのウェブサイトなどを通じて毎年公開します。

横浜ゴムは、本方針の実施を通じて得られた知識・経験、あるいはステークホルダーからのフィードバックを取り入れ、必要に応じて本方針を改訂します。



・ **国際ゴム研究会** (International Rubber Study Group) (<https://www.rubberstudy.org/welcome>)  
天然ゴム・合成ゴムの生産又は消費に関連する 36 カ国と 120 の企業 (2012 年 7 月 1 日現在) が加盟する国際機関で、世界の天然ゴム、合成ゴムの需給状況の調査、統計、研究を行っている。1944 年設立。

・ **天然ゴムを持続可能な資源とするためのイニシアチブ**

(Sustainable Natural Rubber Initiative) (<http://snr-i.org/>)

国際ゴム研究会が提唱する、天然ゴムを持続可能な資源とするための活動 (SNR-i)。SNR-i では、「生産性向上支援」「天然ゴムの品質向上」「森林の持続性支援」「水の管理」「人権、労働基本権への配慮」の 5 つの指針を設定し、この指針に賛同した政府・企業等に、指針に沿った自主的な活動及び継続的な改善を促している。

・ **持続可能な天然ゴムのためのグローバルプラットフォーム**

(GLOBAL PLATFORM FOR SUSTAINABLE NATURAL RUBBER, GPSNR)

(<https://sustainablenaturalrubber.org/>)

天然ゴムのバリューチェーンの持続可能性を定義するために設立された国際的なプラットフォーム。公平性、平等性、環境の持続可能性に基づいて、さまざまなステークホルダーが参加している。メンバーシップは多様で天然ゴム産業に係るすべての方が参加可能で、小規模農家、市民社会組織、加工業者、トレーダー、タイヤメーカー、自動車メーカー、その他の川下ユーザーが含まれている。世界の天然ゴム需要の 50% は、すでに GPSNR のメンバーになっている。

・ **トレーサビリティ**

対象とする物品 (とその部品や原材料) の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態をいう。

・ **ハラスメント**

本人の意図に関わらず、発言、行動等により、他人を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、また/及びこれらの脅威を与えること。

・ **若年労働者**

就労可能年齢に達しているものの、未だ成長過程と評価すべき年齢の労働者のこと。

・ **強制労働**

労働者自らが任意に申し出たものではない、処罰の脅威の下に強制されて行う一切の労務のこと。処罰には、監禁、暴力による威嚇やその行使、自由に職場の外に出ることへの制限を含む。また、脅威には、家族に危害を加える旨の脅迫、不法就労であることを当局に告発すること、労働者に最終的に賃金が支払われるとの期待を与えつつもその労働者を職場に留める目的で行われる賃金不払いを含む。なお、労働者に賃金又はその他の報酬が提供されていることは、それが強制労働でないことを示すものではない。

### ・高保護価値地域 (<https://www.hcvnetwork.org/>)

国家、地域又は世界的に見て生物学的、生態学的、社会的又は文化的な価値が重要な地域。希少種又は固有種の存在、生態系サービスの提供、宗教的・精神的な聖地、又は地域社会や先住民族の生活を支えるための資源の提供など、固有の保全価値を有している自然生息地を指す。HCV には以下の6つのカテゴリーがある。

HCV 1：地域固有種、希少種、絶滅のおそれのある種を多く含み生物多様性の価値が地域、国家又は全世界レベルで重要な地域。

HCV 2：景観レベルでの生態系とそのモザイク構造。手付かすの森林景観や広大な景観で維持されている生態系及び生態系のモザイク構造が世界的、又は地域レベル・国家レベルで重要な地域。自然に生息する種の大多数が個体群を維持できるように分布し、多個体が維持されている地域。

HCV 3：希少性がある、又は絶滅のおそれのある生態系、生息地、又は生物の退避地。

HCV 4：集水域の保護や脆弱な土壌や斜面の浸食の抑制などを含む、基本的生態系サービスが危機的な状況にある地域。

HCV 5：地域社会や先住民族の生活必需品（生計、健康、栄養、水など）を満たすための基本的な地域と資源。

HCV 6：地域社会や原住民族とのエンゲージメントで特定された世界的又は国の文化的、考古学的、又は歴史的意義があり、及び / 又は地域社会や先住民族の伝統的な文化のための文化的、生態学的、経済的、宗教的 / 精神的な重要性を持つ場所、資源、生息地及び風景。

森林破壊や劣化した地域で生産されたゴムが不適合とみなされる基準日は、GPSNR 方針枠組み (<https://sustainablenaturalrubber.org/policy-framework/>) に定義されている。

### ・高炭素蓄積地 (<http://highcarbonstock.org/>)

植生の量により高密度林、中密度林、低密度林、若年再生林のいずれかに分類された地域のこと。

今後開発対象となりうる保護すべきこれらの地域での伐採行為は、気候変動や生物多様性などに与える影響が大きいと考えられている。

### ・泥炭地

分解が不十分な植物遺骸と泥土からなる湿地。開発すると地中の植物遺骸の分解が進み、空気中に温室効果ガスである二酸化炭素を排出することとなる。また、開発により乾燥した植物遺骸が火災等を引き起こすことでも、二酸化炭素が排出される。したがって、泥炭地の開発は気候変動に与える影響が大きいと考えられている。

### ・土地の権利に影響を与える行為

慣習、伝統、土地保有制度等によって、先住民族が所有、占有、使用してきた生活空間全域（土地、領土、水域、沿岸海域及びこれらの上空）、その他の資源に対する先住民族の権利及び / 又はこれらと先住民族との精神的つながりを維持、強化する権利に影響を与える行為のこと。

・ **FPIC 原則** (Free Prior Informed Consent=自由意思による事前の十分な情報提供に基づく同意)

(<https://www.unclearn.org/sites/default/files/inventory/un-redd05.pdf>)

先住民族の人権を守るための重要な原則の一つ。

Free とは、強要・脅迫・不正操作がないこと。

Prior とは、活動が開始される以前に合意が模索され、先住民族側の協議・意見調整の段階で十分な時間が確保されること。

Informed とは、提案されたプロジェクトの性質や規模・進行度・プロジェクトの復元可能性・影響範囲、プロジェクトの目的等を網羅した情報が提供されること。

Consent とは、誠実な態度で相互に尊重し合い、十分に公正な参加（女性・青少年の参加も含む）の上で協議することを重要な要素として含み、保留する選択も含む。

・ **先住民族等権利保有者**

ある土地に元来住みつくなどして、土地、領土、水域、沿岸海域、その他の資源に対して、所有、占有、使用及び/又は精神的つながりを維持・強化してきた人のこと。

・ **YOKOHAMA 千年の杜** (<https://www.y-yokohama.com/csr/mori/>)

横浜ゴムグループ（横浜ゴムの国内外生産拠点、販社を含む関連部門、グループ会社）による、潜在自然植生に即した樹種の苗木を植える活動。2007年にスタートしたこの活動は、2017年に50万本の植樹を達成した。以降も、植樹と地域社会への苗木の提供・累計130万本を目指し、活動を継続している。この活動は、その土地本来の植生を再生し、生物多様性保全に寄与する効果がある。

・ **アグロフォレストリー** (<https://www.y-yokohama.com/csr/rubber/agroforestry/>)

アグロフォレストリー (Agroforestry) とは、農業 (Agriculture) と林業 / 森林地 (Forestry) からの造語で、樹木の植栽の間で家畜を放牧したり農作物などを栽培したりすることをいいます。

・ **(タイヤの) 軽量化**

タイヤ製造に使用する原材料を減らすこと。これにより、天然ゴムの使用量を減らし、ひいては天然ゴム林の拡大を抑制し、自然林を保護する効果も期待できる。

・ **(タイヤの) 耐摩耗性の向上**

摩擦によって劣化し破損する量を低減すること。耐摩耗性を向上させることにより、タイヤの寿命が長寿化する。これにより、天然ゴムの使用量を減らし、ひいては天然ゴム林の拡大を抑制し、自然林を保護する効果も期待できる。

・ **(タイヤの) リトレッドサービス**

タイヤの、走行により摩耗した地面と接触する部分を新しく貼り替えることで、タイヤ機能を復元して再利用することを可能にするサービスのこと。

## 参考文書

以下の文書に記載されている原則は、当社のサプライチェーンを含む天然ゴム事業に適用されます。

- ・先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）
- ・UN-REDD(2012) 自由意思による事前の情報提供に関するガイドライン
- ・RSPO(2015)RSPO 会員のための自由意思による事前の情報提供
- ・FAO(2015) 自由意思による事前の情報提供マニュアル
- ・横浜ゴムグループ行動指針

